

二宮町パートナーシップ宣誓制度 手続きガイドブック



二宮町

令和5年(2023年)4月

目 次

1	宣誓制度とは	1
2	パートナーシップとは	1
3	宣誓をすることができる方	2
4	パートナーシップ宣誓の流れ	3
5	宣誓時に必要な書類	5
6	宣誓後について	6
7	Q&A	7

参考 「二宮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」

1 宣誓制度とは

二宮町は、誰もがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら差別や偏見のないまちの実現に取り組んでいます。

その一環として、悩みや生きづらさを抱えているセクシュアル・マイノリティをはじめ、同性・異性を問わず互いを人生のパートナーであることを宣誓した町民の方々に寄り添っていくため、令和4年4月に「二宮町パートナーシップ宣誓制度」を創設いたします。

この制度は、法的な効力(婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等)を生じさせるものではありませんが、互いを人生のパートナーとし日常生活において、相互に協力し合うことを約束した関係にある2人が、両者の自由意思により、互いを人生のパートナーであることを宣誓したことに対して、二宮町がその事実を認め、宣誓書受領証を交付するものです。

この制度により、宣誓された方が自分らしく生活されることを応援するとともに、町民、事業者などに多様性への理解が広がり、誰もが自分らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。

2 パートナーシップとは

二宮町におけるパートナーシップとは、「互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約した2人の関係をいう」ものとしします。



3 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人とも次の要件のすべてに該当している必要があります。

(1) 成年に達していること

満 18 歳以上の方

(2) 二宮町民であること、または転入予定であること

お二人とも町内に住所を有していること。または一方の方が町内に住所を有し、他の方が3か月以内に町内に転入予定であること。

【町内に転入予定の場合】

宣誓の際に転入予定日を記入してください。また、宣誓日から3か月以内に町内に転入し、そのことを証明する書類を提出してください。(郵送も可)

なお、3か月以内に提出が無い場合は、当該宣誓を無効にし、交付番号を二宮町ホームページに公開する場合があります。

(3) 現に婚姻をしていないこと(現に配偶者がいないこと)

- ・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)や独身証明書等で確認します。
- ・外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書(日本語訳を添付)を提出してください。
- ・外国で同性婚をしているお二人の場合は宣誓可能です。

(4) 宣誓をする相手以外の方とパートナーシップにないこと

すでに宣誓者以外とパートナーシップ宣誓を行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体でパートナーシップ宣誓等を行っている方は宣誓できません。

*他自治体の宣誓書受領証等の返還後は宣誓をすることができます。

*海外でパートナーシップ制度を利用しているお二人の場合は宣誓可能です。

(5) 民法に規定する婚姻できない続柄(近親者など)でないこと

・直系血族または三親等内の傍系血族の間(民法第 734 条)

→祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪 等

・直系姻族の間(民法第 735 条)

→配偶者の父母・祖父母・子・孫、子の配偶者等

*パートナーシップにある方同士が養子縁組をしている場合を除きます。

4 パートナーシップ宣誓の流れ

(1)宣誓日の予約(事前)

・宣誓を希望する日の原則7日前(土・日・祝日、年末年始を除く)までに、電話、メールのいずれかの方法で予約をしてください。

* 予約は宣誓希望日の3か月前から受け付けます。

・宣誓日時、場所の調整、必要書類の確認を行います。

・宣誓日時は、状況によりご希望に沿えない場合があります。

* 宣誓ができる日時: 平日(開庁日)9時~16時(12時~13時を除く)

【予約連絡先】

政策部 地域政策課 地域支援班

OTEL 0463-71-3313 (平日 8時30分~17時(12時~13時を除く))

○メール kyodou@town.ninomiya.kanagawa.jp

* メール送信時の記載事項

① 宣誓希望日・時間(来庁する時間)の第3希望まで

② 宣誓されるお二人の氏名とふりがな

※ 通称名の使用を希望される方は、戸籍上の氏名も併せてご記載ください。

③ 代表者の方の日中の連絡先の電話番号

※ 宣誓日時が確定した旨を町から回答した時点で、予約は成立します。

(2)パートナーシップ宣誓書等の提出(宣誓当日)

・予約した日時に必要書類(5ページ)をお持ちのうえ、必ずお二人揃ってお越しください。

・町職員の前でパートナーシップ宣誓を行っていただき、「パートナーシップ宣誓書」に自署し、ご提出いただきます。

・提出書類と宣誓書裏面の確認書により要件確認をし、提示書類により本人確認を行います。

・書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくこともあります。

宣誓場所: 「二宮町役場」もしくは「町民センター」

(所在地: 二宮町二宮961番地)

* プライバシーに配慮し、個室をご用意します。詳細は予約成立時にご案内します。



(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

・書類に不備が無い場合は、次のものを、原則、即日交付します。

○「パートナーシップ宣誓書受領証」

○「パートナーシップ宣誓書受領証カード」(希望がある場合)

○「パートナーシップ宣誓書の写し」

* 受領証等の交付にはお時間がかかりますので、予めご了承ください。

パートナーシップ宣誓書受領証(A4 サイズ)イメージ

第2号様式 (第6条)

(表)

第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

氏名 _____ 様 氏名 _____ 様

生年月日 _____ 年 月 日 生年月日 _____ 年 月 日

宣誓日 _____ 年 月 日

二宮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。
二宮町は、誰もがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、差別や偏見のないまちの実現を目指しています。
お二人が、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら、自分らしく生活し、活躍されることを応援しています。



二宮町長 印

(裏)

◎注意事項◎

- この受領証は、二宮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に従って取り扱ってください。
なお、この受領証は、法的な効力を有するものではありません。
また、二宮町の施策等において、優先的な取扱いをするものではありません。
- 次の場合には、受領証及び受領証カードを返還してください。
(1) 宣誓者双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。(ただし、特別な事情により双方の意思によることができない場合を含む。)
(2) 宣誓者の一方、又は双方が町外に転出したとき(一時的な場合を除く。)
(3) 宣誓が無効となったとき。
(4) その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 次の場合の宣誓は、無効となります。
(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
(3) 宣誓者の要件の規定に反しているとき。
(4) 転入予定で宣誓した場合、期日までに町内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- 返還又は無効となった受領証及び受領証カードの交付番号を公表することがあります。

◎通称名を使用している場合◎

以下に戸籍上の氏名(外国籍の方の場合は、これに準ずるもの)を記載します。

通称名	
戸籍上の氏名	

【この受領証を提示された方へ】

二宮町では、一人一人がお互いを尊重し合い、多様性を認め合いながら自由で平等なまちの実現を目指しています。
この受領証は、お二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に協力し合うことを約した関係であると宣誓したことを二宮町として証するものです。
法的な効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただけますようお願いいたします。

パートナーシップ宣誓書受領証カード(縦 54mm×横 86mm)イメージ

(表面)

 **パートナーシップ宣誓書受領証カード**

宣誓日 _____ 年 月 日

_____ 様 _____ 様

(_____ 年 月 日生) (_____ 年 月 日生)

二宮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

第 号

_____ 年 月 日 二宮町長 印

(裏面)

この受領証カードは、お二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であり、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証するものです。
法的な効力を有するものではありませんが、受領証カードの提示を受けた方は、この趣旨を御理解いただけますようお願いいたします。

【戸籍上の氏名(通称を使用している場合)】

備考

【緊急連絡先】(記入は自由です)
私本人が急病や怪我等で方が一の場合は、パートナーに連絡してください。
パートナー連絡先 本人署名

5 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ宣誓には、宣誓書の記入(署名)のほか、要件確認と本人確認のため、次の書類が必要です。

(1)住所の確認をする書類(住民票の写し又は住民票記載事項証明書)

- ・宣誓日以前3か月以内に発行された住民票の写し等をお一人1通ずつお持ちください。
- ・宣誓するお二人が同一世帯になっている場合は、二人分の情報が記載されたものを1通で構いません。

※本籍・世帯主の氏名・続柄・住民票コード・個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。

(2)現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍個人事項証明書 等)

- ・宣誓日以前3か月以内に発行された戸籍個人事項証明書(戸籍抄本等)、独身証明書等をお一人1通ずつお持ちください。(戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)は本籍地の市区町村で取得できます。)
- ・外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する、配偶者がいないことを確認できる書類「独身証明書」等、海外で同性婚を成立させた場合は「婚姻証明書」に日本語訳を添付して提出してください。

(3)本人確認ができる書類

- ・お二人分のご用意をお願いします。(有効期限があるものは期限内のものに限ります)

1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード(個人番号カード)・旅券(パスポート)・運転免許証・住民基本台帳カード(顔写真付き)・身体障害者手帳・国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書(顔写真付き)・在留カード又は特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳カード(顔写真なし)・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証・国民年金手帳・各種医療証※顔写真付きの学生証※法人が発行した顔写真付きの身分証明書※国又は地方公共団体の機関が発行した顔写真付きの資格証明書「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できません。その他の書類(健康保険証等)と組み合わせて提示してください。

(4)使用を希望する通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類

- ・通称名の顔写真付きの社員証、通称名と住所が記載された郵便物 等
- ※通称名の使用をご希望される方のみ必要です。

6 宣誓後について

再交付・返還の場合も、宣誓時と同様に事前に電話、メールのいずれかの方法でご予約ください。

(1) 転入予定で宣誓された方の転入後の手続き

- ・転入予定で宣誓された方は、宣誓日から3か月以内に二宮町に転入の届出をし、町内に転入したことが確認できる住民票の写しを提出してください(郵送可)

(2) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

- ・紛失やき損、汚損した場合、又は氏名変更(通称名も含む)があった場合は「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」により、受領証等の再交付を申請することができます。
- ・紛失以外の理由で再交付を希望される場合は、交付済みの受領証又は受領証カードと引き換えに新しい受領証又は受領証カードを再交付します。
- ・本人又はパートナーが手続きにお越しくください。

【再交付申請時に必要なもの】

- ①手続きに来られた方の本人確認書類(5ページ)
- ②再交付を希望される受領証または受領証カード(紛失していない場合に限る)
- ③氏名が確認できる住民票の写し、変更後の通称名が記載された社員証、郵便物等

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

次の場合、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードを返還する必要があります。

- ①当事者の意思により、パートナーシップが解消された場合
- ②一方又は双方が町外に転出した場合
※転勤、親族の看護・介護、その他のやむを得ない事情により、一時的に町外に異動される場合は除きます。
- ③宣誓が無効となった場合
- ④その他、宣誓の要件に該当しなくなった場合
- ⑤受領証及び受領証カードの返還を希望される場合

【返還届出時に必要なもの】

- ①手続きに来られた方の本人確認書類(5ページ)
- ②お二人分の受領証(及び受領証カード)(紛失していない場合に限る)

Q1 パートナーシップ宣誓制度と結婚制度は、どう違うのですか？

A 結婚は、民法が定める法律行為であり相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が生じます。一方、このパートナーシップ宣誓制度は、二宮町の内部規定である要綱に基づいて実施するものであり、法的効力はありません。

この制度は、互いを人生のパートナーとし、対等な立場で、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束したお二人の気持ちを二宮町が受け止め、その宣誓の事実を公的に認めるものです。

Q2 宣誓をすることができるのは、同性カップルのみですか？

A 同性・異性を問わず、宣誓していただくことができます。
また、事実婚の方も対象となります。

Q3 養子縁組をしていますが、宣誓をすることはできますか？

A パートナーシップにある方同士が、やむを得ず養子縁組した場合は宣誓できます。

Q4 宣誓をするために、同居している必要がありますか？

A 必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行っていく関係である必要があります。

Q5 通称名を使用できますか？

A 通称名を使用することができます。通称名の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類(社員証、郵便物 等)をご提示していただく必要があります。(受領証等には、戸籍上の氏名も記載します。)

Q6 宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。
ただし、宣誓の際に提出していただく住民票等の必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q7 宣誓書受領証は即日交付されますか？

A 書類等に不備がなく、要件に適合していると認められる場合は、原則、即日交付します。
即日交付する場合でも、内容確認のために時間を要しますので、予めご了承ください。

Q8 代理人や郵送による方法で宣誓できますか？

- A 町職員の面前で、お二人揃って「パートナーシップ宣誓書」等に記入(署名)していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法での宣誓は行うことはできません。
ただし、自らが記入できないと町長が認めるときには、代筆が可能です。

Q9 制度利用の際に、プライバシーは守られますか？

- A 宣誓時はプライバシー保護のため、役場庁舎内もしくは町民センター内の個室での手続きとなります。
また、提出された書類や記載されている内容の個人情報の取扱いには十分に配慮します。パートナーシップの宣誓を行ったことによって、宣誓者の秘密が明らかにされることはありません。

Q10 受領証等に有効期限はありますか？

- A 有効期限はありません。
ただし、受領証等を交付し、一定期間が経過した時点で、お二人のパートナーシップの状況等についてお伺いする書面をお送りする場合がございますので、書面の送付があった際は、ご回答をお願いします。

Q11 町外に転出する場合、受領証等を返還する必要がありますか？

- A 「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」をご提出いただくとともに、受領証等の返還をしてください。

Q12 パートナーシップを解消した場合、受領証等を返還する必要がありますか？

- A 「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」をご提出いただくとともに、受領証等の返還をしてください。

Q13 パートナーが亡くなった場合、受領証等を返還する必要がありますか？

- A パートナーの方がお亡くなりになった場合は、返還する必要がありません。
ただし、新たに別の方とパートナーシップ宣誓をする場合は、すべての交付書類を返還する必要があります。

Q14 受領証等にはどのような使い道がありますか？

- A 県営住宅(世帯向け住宅)の入居申込ができるようになります。
また、民間サービスでは、一部の企業において、携帯会社での家族割の利用や、銀行で同性パートナーと不動産の住宅ローンを組むこと、生命保険会社で一定の条件のもと死亡

保険金受取人に同性パートナーの指定、航空会社のマイレージサービスを家族として利用可能など、利用可能なサービスが広がりつつあります。

相談窓口

「パートナーシップ宣誓制度」などについてのお問合せ

二宮町 地域政策課 地域支援班 TEL 0463-71-3313
メール kyodou@town.ninomiya.kanagawa.jp



メールはこちら↑

「かながわ SOGI 派遣相談」 神奈川県

SOGI(性的指向と性自認)に関する相談について、臨床心理士など専門相談員が当事者をはじめ、家族や支援者のもとへお伺いしお受けします。(相談料は無料)

TEL 045-210-3637

(福祉子どもみらい局共生推進本部室人権・同和グループ 直通)



県 HP

「こころの電話相談」 神奈川県精神保健福祉センター

専門の相談窓口ではありませんが、性に関する悩み(性的マイノリティ)などが相談できます。

「こころの電話相談(フリーダイヤル)」 TEL 0120-939-289

相談時間: 毎日(年末年始、土日祝含む) 24 時間

「かながわ にじいろ・ほっとスペース」 神奈川県

29 歳以下の性的マイノリティの方が集まり、「友だち」「恋愛」「出会い」「カミングアウト」「将来のこと」などのテーマについて話したり、いつも感じていることや、他の参加者に聞いてみたいことを、フリートークでおしゃべりできる交流会です。



県 HP

「みんなの人権 110 番」 法務省人権擁護局

人権が侵害されたと思ったら一人で悩まずに相談してください。法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。

「全国共通人権相談ダイヤル」 TEL 0570-003-110

相談時間: 平日 8時30分~17時15分



インターネット ↑
人権相談受付窓口

(参考) 二宮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、差別や偏見のないまちの実現を目指すため、パートナー関係にある2人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が町内に住所を有していること又は一方が町内に住所を有し、他方が3月以内に町内に転入予定であること。
- (3) 現に婚姻をしていないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと(宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。)

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、揃って町職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと町長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)

- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項ただし書の規定は、第7条に規定する申請及び第8条に規定する届出についても同様とする。
 - 3 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する際に本人であることを明らかにするため、次の各号のいずれかに掲げる書類を提示するものとする。
 - (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
 - (2) 旅券（パスポート）
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類
 - 4 前条第2号に規定する町内に転入予定である者は、宣誓をした日から3月以内に、住民票の写し等町内への転入を証明する書類を町長に提出しなければならない。

（通称名の使用）
- 第5条 宣誓をしようとする者は、外国籍、性別違和等で町長が特に理由があると認めるときは、宣誓書において通称名を使用することができる。
- 2 前項の規定により通称名の使用を希望するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

（交付書類）
- 第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に掲げる要件を満たしていると認める場合は、宣誓書を受領し、パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付するものとする。
- 2 前項の受領証に加え、希望する者に対しては、町長はパートナーシップ宣誓書受領証カード（第3号様式。以下「受領証カード」という。）を交付するものとする。
 - 3 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名を受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）に記載するものとする。
 - 4 第1項及び第2項に規定する交付において、費用は発生しないものとする。

（受領証等の再交付）
- 第7条 前条の規定により、受領証等の交付を受けた宣誓者は、当該受領証等を紛失し、毀損し、汚損し、又は氏名（通称名を含む。）を変更したときは、

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）により、町長に対し受領証等の再交付を申請することができる。

- 2 宣誓者は、前項の規定により提出する再交付申請書に、町長が必要と認める書類を添付するものとする。
- 3 第4条第3項の規定は、再交付の申請について、準用する。
- 4 町長は、再交付申請書の提出を受けた場合において、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されているときは、受領証等を再交付するものとする。
- 5 前項に規定する再交付において、費用は発生しないものとする。

（受領証等の返還）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第5号様式。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて町長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他のやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき（特別な事情により双方の意思によることのできないと町長が認めたときを含む。）。
- (2) 一方又は双方が町外に転出したとき（一時的な場合を除く。）。
- (3) 次条の規定により宣誓が無効となったとき。
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

- 2 前項第1号の双方の意思によることのできない特別な事情があるときは、宣誓者の一方（当事者）は、町長に申し立てなければならない。
- 3 町長は、前項の申し立てがあつた場合において、内容を審査し、特別な事情があると認めるときは、第1項に定める返還届及び受領証等の提出を受けものとする。

（宣誓の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当するときは、当該各号の規定に違反する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があつたとき。
- (3) 第3条各号（第1号及び第5号を除く。）の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第4項の規定に反して、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。

（交付番号の公表）

第10条 町長は、必要があると認めるときは、返還され、又は宣誓を無効とした受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓書の保存）

第11条 町長は、宣誓書を、受領証等が返還され、又は宣誓を無効とするまでの間及びその後5年間保存する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱の施行により行われる宣誓のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

「二宮町パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック」(第3版)

二宮町 政策部 地域政策課 地域支援班

〒259-0196 中郡二宮町二宮 961 番地

TEL 0463-71-3313 FAX 0463-73-0134

メール kyodou@town.ninomiya.kanagawa.jp